

用語解説

用語	解説
あ行	
裏配線	無電柱化したい路線の裏通りに電線類を配置し、裏通りから引込を行うことで対象路線を無電柱化する方式。
か行	
関係事業者	電力線や通信線を所有し、管理している企業者。
既存ストックの活用	電線管理者が所有する管路やマンホールなどを、電線共同溝の一部として活用する方法。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
区市町村無電柱化事業に対する都費補助	都内の区市町村が実施する無電柱化事業に要する経費について、都が補助金を交付する制度。
建設負担金	電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額。
小型ボックス活用埋設方式	電力線と通信線を、小型化した特殊部内にまとめて集約する方式。
さ行	
災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建物と公共施設を一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
自治体管路方式	地方公共団体が管路設備を敷設する方式。
浅層埋設方式	現行よりも浅い位置に管路を埋設する方式。
ソフト地中化	歩道上に地上機器を設置することが困難な場合、地上機器を街路灯等の柱上に配置する方式。
た行	
単独地中化	電線管理者が自らの費用で地中化を行う方式。
地上機器	電気を高圧から低圧に変換する変圧器や、電気の流れを変えるための開閉器で、地中化する場合、地上に設置する機器。
直接埋設方式	道路敷地内へ電力線等を直接埋設する方式。
電線共同溝	道路付属物として、道路管理者が道路の地下に設ける施設。

た行	電線共同溝方式	道路の地下空間を活用して電線類をまとめて収容する無電柱化の手法。
	道路管理者	道路を管理する主体。区道であれば目黒区。
	特殊部	電力や通信の需要家への供給のための分岐・接続等を行う分岐部、ケーブルの接続を行う接続部等の総称。
	都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度であり、都市計画法に基づく再開発促進区域を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称。
	都市計画道路	良好な都市形成に寄与するため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路。
	のきした 軒下配線	建物の軒を利用し電線類の配線を行うことにより無電柱化を行う手法。
な行		
は行	防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく事業であり、密集市街地において防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、公共施設や防災施設。建築物を整備する事業。
ま行		
	無電柱化	電線共同溝方式、軒下配線、裏配線により道路から電柱をなくすこと。
	無電柱化チャレンジ支援事業	区市町村の無電柱化推進のため、都が創設した補助制度。地上機器設置が困難な路線等での無電柱化事業が対象。
や行		
	要請者負担方式	土地や建物の所有者など、要請者の全額負担で整備する方式。

参考資料

■ 無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年 12 月施行）の概要

1. 目的

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定める。

ことにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献する。

2. 基本理念

- ①国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
- ②国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
- ③地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

3. 国の責務等

- ①国：無電柱化に関する施策を策定・実施
- ②地方公共団体：地域の状況に応じた施策を策定・実施
- ③関係事業者：道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
- ④国民：無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

4. 無電柱化推進計画

- ①国：基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表
- ②都道府県・市町村：都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）

5. 無電柱化の推進に関する施策

- ①広報活動・啓発活動
- ②無電柱化の日（11月10日）
- ③国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
- ④道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- ⑤無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- ⑥無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- ⑦政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

■ 国の無電柱化推進計画（平成 30 年 4 月策定）の概要

1. 基本的な方針

増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする。

○無電柱化の対象道路

- ①防災 ②安全・円滑な交通確保 ③景観形成・観光振興 ④リビング・バーリンピング関連

○無電柱化の手法

- ①地中化方式：電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式
- ②地中化以外の手法：軒下配線方式、裏配線方式

2. 無電柱化推進計画の期間

2018 年度から 2020 年度までの 3 年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

①防災	【無電柱化率】
・都市部（D I D）内の第 1 次緊急輸送道路	3 4 %→4 2 %
②安全・円滑な交通確保	
・バリアフリー化の必要な特定道路	1 5 %→5 1 %
③景観形成・観光振興	
・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路	3 7 %→7 9 %
・重要伝統的建物群保存地区を代表する道路	2 6 %→7 4 %
・景観法に基づく景観地区等を代表する道路	5 6 %→7 0 %
④リビング・バーリンピング関連	
・センター・コア・エリア内の幹線道路	9 2 %→完了

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ①多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進
- ②財政的措置
- ③占用制度の的確な運用
- ④関係者間の強化

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- ①広報啓発活動
- ②地方公共団体への技術的支援

■ 東京都無電柱化推進条例（平成 29 年 4 月施行）の概要

1. 目的

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に向けて、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進する。

2. 基本理念

- ①都民関心と理解を深めつつ、都、区市町村及び関係事業者の連係並びに都民の協力の下に、無電柱化を推進
- ②地域住民の意向を踏まえつつ、良好な街並みの形成に資するよう実施

3. 責務等

- ①都：無電柱化の推進に関する施策を策定し、実施
- ②関係事業者の責務：道路上の電柱又は電線の設置抑制及び撤去並びに技術開発
- ③都民：都が実施する施策に協力（努力義務）

4. 東京都無電柱化計画

基本方針、目標等を定めた東京都無電柱化計画を策定し、公表

5. 無電柱化の推進に関する施策

- ①広報活動及び啓発活動の充実
- ②道路法第 37 条第 1 項の規定による道路占用の禁止又は制限等
- ③無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進及び普及

■ 東京都無電柱化計画（平成 30 年 3 月策定）の概要

1. 計画期間

今後 10 年間（2018 年度から 2027 年度まで）

2. 基本的な考え方

- 整備手法：電線共同溝方式
- 対象地域：都内全域
- 対象道路：
 - ①計画幅員で完成している 2.5 m 以上の都道（現道）
 - ②都市計画道路の新設・拡幅、その他拡幅事業等、面的整備（開発事業等）を行う都道

3. 今後 10 年の目標

○都市防災機能の強化

- ・重点整備エリアをセンター・コア・エリア内内側から環状七号線内側エリアに拡大
- ・区市町村の庁舎や災害拠点病院など、災害時や災害復旧の拠点となる施設等を結ぶ路線に拡大

○安全で快適な歩行空間の確保

- ・優先的に整備する道路の無電柱化を進めるとともに、道幅の狭い道路の整備手法を検討

○良好な都市景観の創出

- ・主要駅や観光地周辺等の整備を進めるとともに、自然豊かな山間部・島しょ部の整備を検討

4. 無電柱化の推進に関する施策

- ①都道の無電柱化 ②区市町村との連携
- ③無電柱化チャレンジ支援事業 ④地上機器の設置場所に関する課題と対応

5. 施策を推進するために必要な事項

- ①無電柱化事業の P R ②住民への説明 ③推進体制 ④国の政策への対応

■ 東京都無電柱化推進計画（平成 31 年 3 月改定）の概要

1. 無電柱化の目的

- 都市防災機能の強化
- 安全で快適な歩行空間の確保
- 良好な都市景観の創出

2. 対象地域

- ・都内（島しょ部含む）全域

3. 無電柱化を行う道路

- ・計画幅員で完成している歩道幅員 2.5m 以上の都道（現道）において整備を進めるとともに、以下のような関連事業と合わせて無電柱化を実施する。
 - ①都市計画道路の新設・拡幅に伴う無電柱化
 - ②その他拡幅事業に伴う無電柱化
 - ③面的整備に伴う無電柱化

4. 計画期間

- ・第 7 期東京都無電柱化推進計画の計画期間を 2 年間延伸し、平成 26 年度～平成 32 年度（2020 年度）の 7 カ年計画へと見直し。

5. 整備計画延長

- ・東京都内の国道、都道、区市町村道における、平成 32 年度（2020 年度）までの、無電柱化の整備延長は、1,154 km とする。

○国道 69 km ○都道 806 km ○区市町村道 279 km

6. 都道における取組

- ・センター・コア・エリア内、第一次緊急輸送道路を中心に環状七号線内側エリア、区市町村庁舎、災害拠点病院等を新たな計画に位置づけ

7. 区市町村道における取組

- ・区市町村の無電柱化事業に対して財政支援を実施（チャレンジ支援事業等）

■ 地震等の災害による電柱の倒壊状況

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況	
地震	1995年1月	阪神淡路大震災 (兵庫県南部地震)	<p>電力：約4,500基※1 通信：約3,600基※2</p> <p>(供給支障に至ったもののみ) →倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害。 生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急車両の通行にも支障。</p> <p>※1 「地震に強い電気設備のために」(資源エネルギー庁編) ※2 NTT調べ</p>	
台風	2003年9月	台風14号	<p>宮古島市全体 電柱800本</p> <p>→倒壊した電柱により、通行不能箇所が多數発生。 ※沖縄電力調べ</p>	 出典：NPO法人電柱のない街づくり支援ネットワーク
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	<p>電力：約28,000基※1 通信：約28,000基※2</p> <p>(供給支障に至ったもののみ) →断線した電線が発災直後の道路の啓開作業を障害。</p> <p>※1 経済産業省 ※2 NTT調べ</p>	
竜巻	2013年9月	—	<p>埼玉県 越谷市46本※1 千葉県 野田市5本※2</p> <p>※1 埼玉県伊豆 ※2 内閣府伊豆</p>	

【出典：国土交通省ホームページ】

■ 東日本大震災・阪神・淡路大震災時のライフラインへの被害状況

		供給支障被害状況(被害率)		比率 (地中線/ 架空線)	設備被害状況 (電柱の倒壊等)
		地中線	架空線		
阪神・淡路・大震災	通信※1	0.03%	2.4%	1/80	約 3,600 本※4
	電力※2	4.7%	10.3%	1/20	約 4,500 本※5
東日本大震災	通信※3	地震動エリア : 0.0% 液状化エリア : 0.1% 津波エリア : 0.3%	地震動エリア : 0.0% 液状化エリア : 0.9% 津波エリア : 7.9%	1/25	約 28,000 本※4
	電力※4	(データなし)	(データなし)	—	約 28,000 本※6

【出典】

○電力【東日本大震災】：東北電力・東京電力調べ

○電力【阪神・淡路大震災】：地震に強い電気設備のために（資源エネルギー庁編）

○通信：NTT調べ

※1：NTT 神戸支店・神戸西支店管内（概ね神戸市内）でサービスの供給に支障が生じた設備延長の割合（地中線はマンホール間距離、架空線は電柱間距離）

※2：震度7の地域でサービスの供給に支障が生じた区間・設備数の割合（地中線はマンホール間、架空線は電柱）

※3：ケーブルの断線が発生した区間の割合（地中線はマンホール間、架空線は電柱間）

【地震動エリア】：（岩手県）宮古市（栃木県）宇都宮市、小山市、佐野市、日光市、鹿沼市、真岡市、那須塩原市、足利市、栃木市

【液状化エリア】：（千葉県）千葉市、浦安市、船橋市、津田沼市、幕張市

【津波エリア】：（岩手県）野田村、久慈市（宮城県）塩釜市、岩沼市、石巻市、名取市

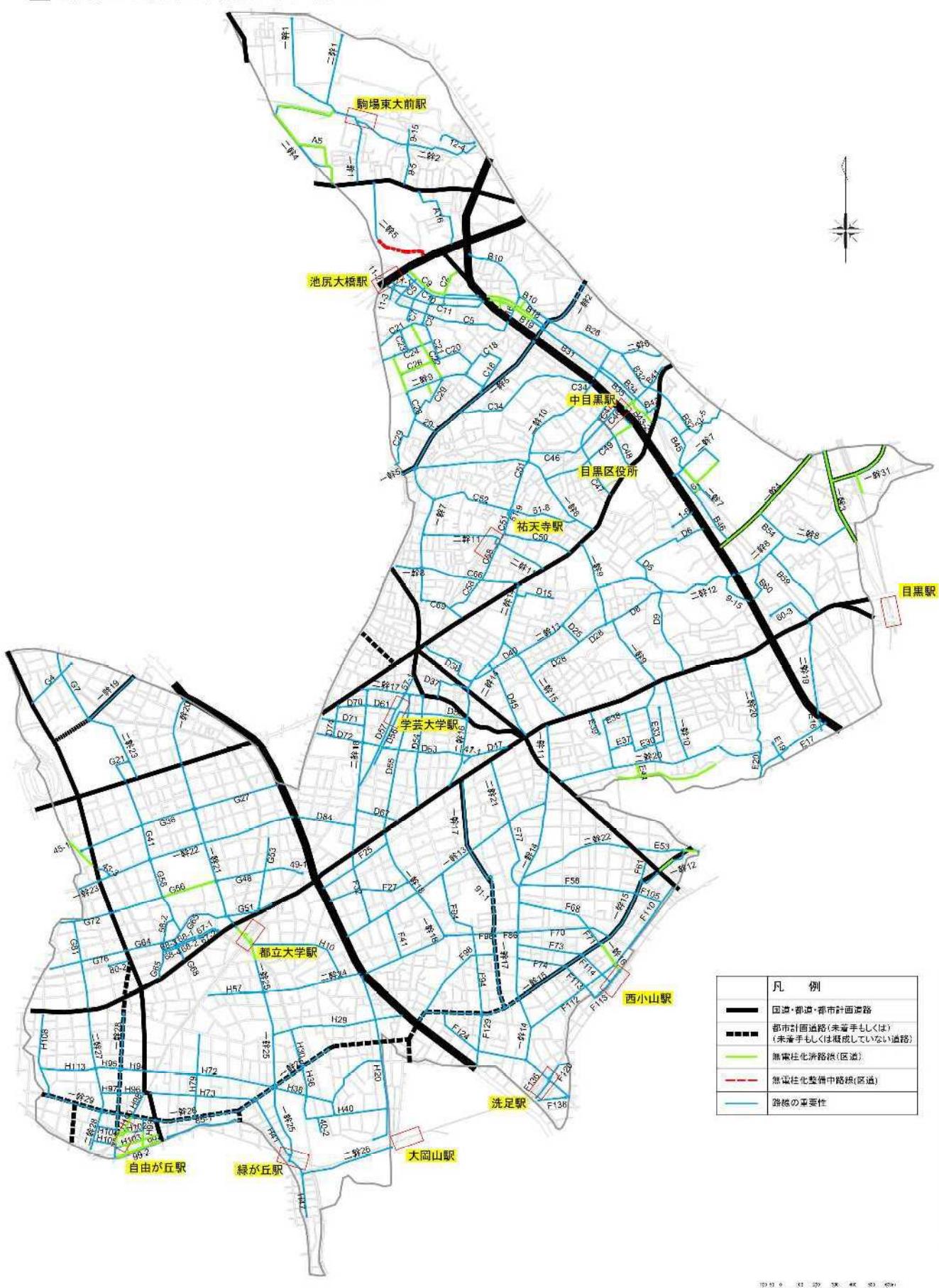
※4：供給支障に至らなかった場合を含む

※5：供給支障に至ったもの（上記以外に電柱の傾斜・沈下が約6,000本あり、一部は供給支障につながっているとみられるが、詳細な内訳は不明であるため含めていない）

※6：供給支障に至ったもの（上記以外に電柱の傾斜・沈下等が約23,000本あり）

■ 路線の重要性の評価図

■ 路線の重要性 路線延長 約97km



■ 施工性の評価図

■ 施工性 路線延長 約72km



目黒区無電柱化推進計画

主要印刷物番号
2 - 12 号

令和2年8月発行

発行 目黒区

編集 目黒区都市整備部みどり土木政策課
東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電話 03(3715)1111 (代表)

印刷所 内外出版株式会社